

小野町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 制 度 概 要

条例制定の目的 【第1条】

土砂等の埋立て等の規制に関し必要な事項を定めることにより、土壌の汚染及び土壌等の崩落、飛散及び流出による災害の発生を防止し、町民の生活の安全を確保するとともに、生活環境の保全を図ることを目的としています。

土砂等の埋立て等を行う方、土地の所有者の方の責務 【第3条、第4条】

○土砂等の埋立て等を行う方

- ・周辺住民等の理解を得るよう説明会の開催等を行わなければなりません。また、災害等の発生を防止し、住民生活の安全の確保及び生活環境の保全のため、万全の措置を講じるとともに、土砂等の埋立て等で苦情又は紛争が生じたときは、その解決に努めなければなりません。

○土砂等を排出する方

- ・土砂等の発生を抑制するように努めなければなりません。また、発生した土砂等の汚染状態を確認し、処分方法、処分先など適正な処分が行われるよう土地の埋立て等を行う方に対し、適正な指示を行わなければなりません。

○土砂等を運搬する方

- ・運搬する土砂により、不適切な事業が行われないよう運搬する土砂等の汚染状態を確認し、土壌汚染のおそれのある土砂等を運搬することのないよう努めなければなりません。

○土地所有者の方

- ・土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害のおそれのある行為を行う者に土地を提供することがないよう努めなければなりません。また、住民生活の安全確保及び生活環境保全のため、万全の措置を講ずるよう事業主等と協議し定期的に埋立て等の状況を確認しなければなりません。

許可が必要な埋立て等 【第12条】

対象となる埋立て等とは、土地の埋立て、盛土その他の土砂等のたい積を行う行為をいい、土砂等の埋立て等を行う土地の面積が、500平方メートル以上ある土砂等の埋立て等は、町長の許可が必要になります。

※当該土砂等の埋立て等を行う土地を含む一団の土地の面積の合計が、500平方メートル以上となる土砂等の埋立て等も対象になります。

※公共事業、法令等の許認可等を受けて行う事業、その他軽微な事業で不適切な土地の埋立て等となるおそれがない事業は、許可が不要、又は申請に伴う必要書類の一部が省略できる場合があります。

土壌安全基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止 【第7条】

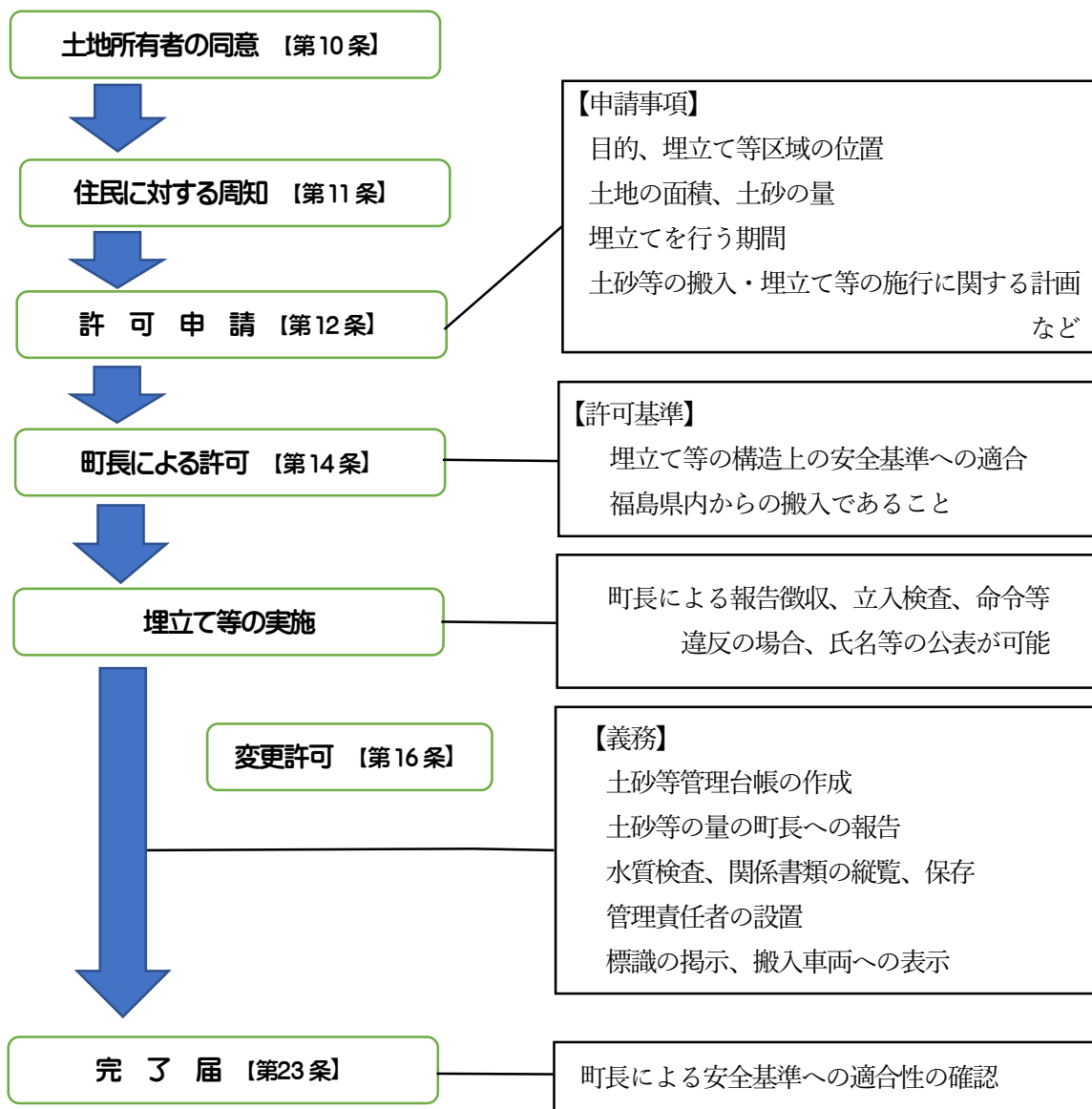
何人も、土壌安全基準等に適合しない土砂等を使用した埋立て等を行えません。

※土壌安全基準とは？

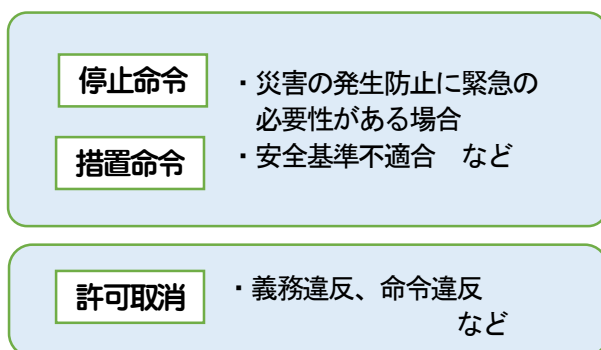
埋立て等に使用される土砂等の汚染状態に係る基準で、国が定めた「土壌の汚染に係る環境基準」等に準じています。

手続きの流れ、行政処分、罰則等

手続きの流れ



行政処分 第27・28条



罰 則 第36~39条

